

改正FIT法施行に伴うお知らせ

平成29年3月21日
九州電力株式会社

平成29年4月1日から施行される改正FIT法に関して、主な変更点として以下の項目についてご説明します。

- 1 契約お手続きの変更点
- 2 買取主体変更におけるご契約内容
(小売買取制度 送配電買取制度)
- 3 事業計画認定に必要な「接続の同意を証する書類」
- 4 大規模太陽光発電への価格入札制の導入
- 5 その他

- 新制度では、電力会社と接続契約を締結していることが事業計画認定の要件となります。

お手続き変更に伴い、以下の点にご留意下さい。

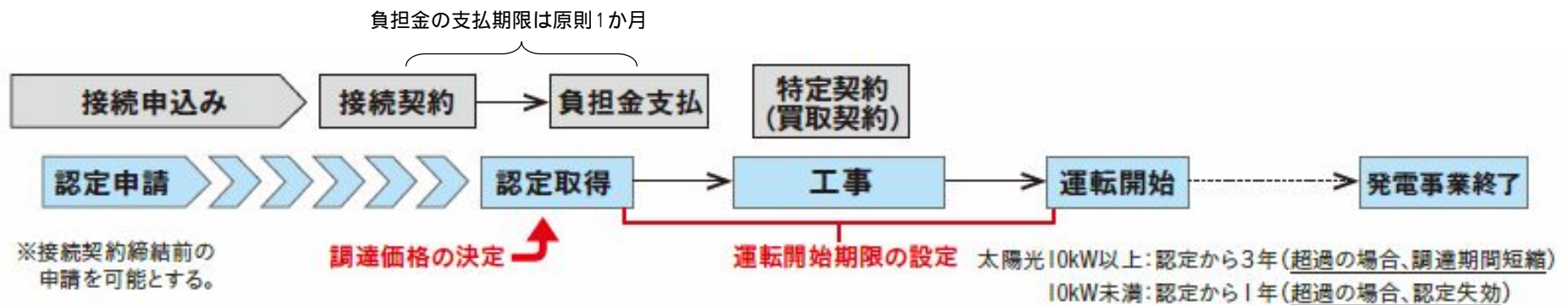
当社への接続契約申込み時には、認定通知書の提出は不要となります。

なお、国への事業計画認定の申請は、接続契約締結前でも可能です。これにより、その後のお手続きがスムーズに進みますので、出来る限り早めの認定申請をお願いします。

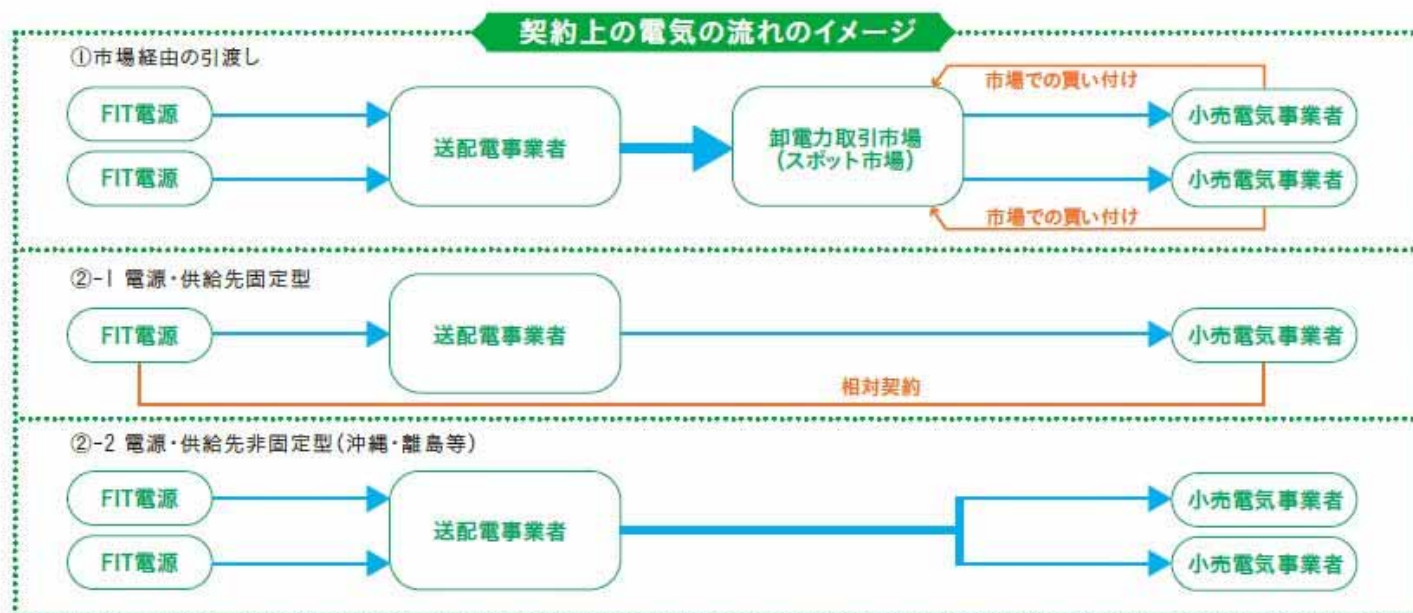
接続契約締結後、当社が発行する「系統連系に係る契約のご案内」を国へ提出して下さい。

国からの事業計画認定を受けた後、速やかに当社へ「事業計画認定通知書(写)」を提出して下さい。
 接続契約締結後、相応の期間経過しても認定を取得されない場合や期限内に工事費負担金をお支払いいただけない場合、契約を解除(申込みを取下げ扱い)させていただくことがあります。

- 調達価格は、事業計画認定を取得した時点で決定されます。
 太陽光については、運転開始期限が設定されますので、ご注意下さい。



- 平成29年4月1日以降に特定契約を締結する場合、FIT電気の買取義務者は、送配電事業者(九州電力では送配電カンパニー)となります。(下図 の例)
3月31日以前の特定契約締結分については、引き続き小売電気事業者が買い取ることが可能
- 送配電事業者がFIT電気の買取を行う際には、平等・公平の条件で行うことが求められるため、全国共通の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」(以下、「送配電買取要綱」といいます)に基づき契約させていただきます。
- 発電事業者と小売電気事業者の相対契約を前提として、送配電事業者が小売電気事業者に特定の認定設備から電気を供給することも可能です。(下図 - 1の例)
- 送配電事業者が買い取ることができる電気は、FIT電気のみとなりますので、FIT電気以外の電気(試運転期間の再エネ電気を含む)の売電を希望される場合は、小売電気事業者等へご相談ください。



3 事業計画認定に必要な「接続の同意を証する書類」

4

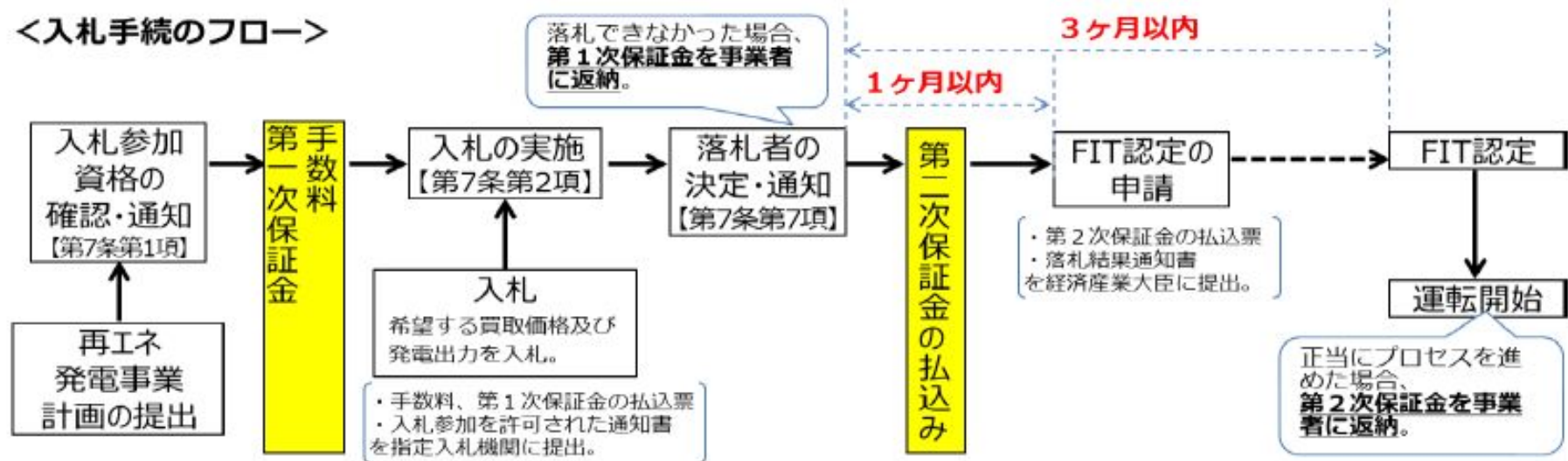
- 平成29年3月31日までに接続契約(工事費負担金契約を含む)を締結している(運転開始済みを含む)設備は、新制度の認定を受けたものとみなされます。(これを「みなし認定」と言います)
この条件を満たさない場合は、原則として認定が失効します。
- みなし認定設備については、新制度に移行した時点から6か月以内(平成29年9月末まで)に、事業計画認定(新制度での認定)を取得していただく必要があります。
期限までに提出されない場合、認定は失効扱いとなりますので、ご注意下さい。
- 事業計画認定を受ける際に必要な「電力会社との接続の同意を証する書類」は、以下のとおりです。
平成29年3月末までに運転開始済みの場合、原則として上記書類は不要です。
書類を紛失された場合は、所定の様式に必要事項を記入し、返信用封筒を同封のうえ当社営業所宛てに郵送して下さい。当社にて証明書を発行いたします。

ケース	接続同意日	新制度の認定に必要な書類
工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	接続契約締結日 (右表 の締結日、または の発行日) および が発行されている場合は、 の発行日が接続同意日	または が必要 工事費負担金契約書 系統連系に係る契約のご案内
工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合	接続契約締結日 (右表 の発行日)	と の両方が必要 系統連系承諾通知書 工事費負担金請求書 のみお持ちの場合、当社窓口へお問合せ ください
工事費負担金がない場合 (0円と記載している場合も含む)	接続契約締結日 (右表 の発行日、または の発行日)	または が必要 系統連系承諾通知書 系統連系に係る契約のご案内

平成29年4月以降の接続契約締結分についても、上記と同様の書類が必要です。

- 0 平成29年度以降、国民負担の軽減等を目的に、国による買取単価の入札が実施されることとなりました。
- 0 入札対象電源は、当面は「2,000kW以上の太陽光発電」とされており、平成29年10月に第1回目の入札が実施される予定(平成30年度には第2回目、第3回目の入札を予定)となっています。
- 0 これにより、安価な札を入れた者から順次、入札全体の募集容量に達するまでを落札者とし、当該落札者についてのみ、事業計画認定を取得する権利が付与されます。
落札できなかった案件については、FIT単価での買取ができませんので、ご注意ください。
- 0 事業性評価の観点から、あらかじめ工事費負担金額や所要工期を把握されたうえで入札に応募されることをお勧めいたしますが、当社での技術検討には、これまでどおり相応の期間を必要となりますので、お早めに申込みいただきますようお願いいたします。

<入札手続のフロー>



Q 1 平成28年度までに申込みを行っていたが、平成29年3月31日までに電力会社との接続契約が締結できなかった場合、その後の手続きや契約にはどの契約要綱が適用されるのか。

A 1 送配電買取要綱が適用されます。
平成29年3月31日以前に成立している買取契約は、引き続き小売電気事業者が買い取ることが可能ですが、平成29年4月1日以降に買取契約を締結する場合、(FIT電気の買取義務者は送配電事業者のみとなることから)平成28年度までの申込み分であっても、以前の要綱の適用はできません。

Q 2 平成28年度までに申込みを行っていたが、平成29年3月31日までに電力会社との接続契約が締結できず設備認定が失効となった場合、電力会社への申込みも自動的に解除されるのか。

A 2 設備認定が失効となった場合、当社に対して申込み継続の要否についてご連絡下さい。
継続をご希望される場合、当社は、送配電買取要綱に基づき連系に向けた手続きを進めてまいります。
申込みの取下げをご希望される場合は、辞退届をご提出下さい。
長期間にわたりご連絡がないものについては、申込みや契約を解除させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

Q 3 送配電要綱における契約締結時期は、どのタイミングになるのか？

A 3 技術検討後、当社から「系統連系に係る契約のご案内」を送付した時点を「接続契約日」といたします。
その後、国の認定を取得いただき、認定通知書(写)を当社に送付いただきます。当社が認定通知書を受領、確認した時点を「特定契約日(=買取契約の成立日)」といたします。
ご契約の内容は、原則として連系後に、「受給契約のご案内」(受給開始日や調達価格、調達期間等を記載)によりお知らせいたします。